

群馬大学大学院社会情報学研究科研究生規程

制定 平成16.4.1

改正 平成17.4.1

平成25.4.1

平成26.4.1

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院社会情報学研究科（以下「本研究科」という。）における研究生に関する必要な事項は、群馬大学大学院学則及び群馬大学大学院社会情報学研究科規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があると認められた場合には、この限りでない。

(入学資格)

第3条 研究生として入学できる者は、修士の学位を有する者又は本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学志願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号の書類に検定料を添え、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 研究計画書
- (3) 履歴書
- (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書
- (5) 写真（規格等は別に定める。）
- (6) その他必要と認められる書類

2 研究生の出願期間は、別に定める。

(入学許可)

第5条 研究生の入学は、本研究科の教育・研究に支障がない場合に限り、研究科教授会の議を経て、学長が許可する。

2 入学の許可は、所定の期日までに入学料を納めた者について行う。

(在学期間)

第6条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、研究の必要に応じ学長の許可を得て、1年に限り在学期間を延長することができる。

2 前項ただし書により在学期間を延長しようとする場合には、所定の延長願を研究科長を経て、学長に提出し、その許可を得なければならない。

(指導教員)

第7条 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(講義等への出席)

第8条 研究生は、指導教員が必要と認める場合には、研究科長の許可を得て、講義又は

演習に出席することができる。

2 講義又は演習に要する費用は、研究生の負担とする。

(他の業務への従事)

第9条 研究生が、他の業務に従事しようとする場合は、研究科長の許可を得て、従事するものとする。

(研究証明書)

第10条 研究生が、研究事項について証明を願い出たときは、研究科長は研究証明書を交付することができる。

(退学)

第11条 研究生が在学期間満了前に退学しようとするときは、研究科長を経て、学長に願い出て、許可を得なければならない。

(許可の取消し)

第12条 研究生として不相当と認められたときは、研究科教授会の議を経て、学長が研究の許可を取り消すものとする。

(雑則)

第13条 研究生については、この規程に定めるもののほか、本研究科の学生に関する規定を準用する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。